

三則正辨

自序

人ゆけは草生(ハエ)ずして道絶(タ)ず 人

不まねはくさ生て 道たゆるなり

大方のをしへの道も猶かくの

ことし さはいへ そは野山の細

道なり ことひ 公の御教則は

広く平らかにして大なる道

なれば いつれの人か ゆかさらんやは

いつれの人か ふまさらんやは

明治七年二月

一、『三則正辨』の筆者は味酒麴翁である。本名は不明であるが、或は伊予国温泉郡鎮座阿治(沼)美神社大神の祠職田内逸有でもあらうか。阿治美神社は世に味酒社と呼ばれる社である。

一、明治七年、京都四書堂刊。

一、本書は、今日の新書版で七行・十七字詰、三十七丁。

三則正辨

味酒麴翁述

敬神愛國ノ旨ヲ体スベキ事

神代ハ、神ナガラ神サビヌ事モ受得給ヘル身魂共ニ神ナレバ、有トシアル所為ハ何レモ神ノ御所為ナリ。生次ユク程漸ク神ハ神人ハ人ト別レテヨリ、神ハ上天ニ在シテ人ヲ祐ケ、人ハ下土ニ住シテ、神ヲ敬ス。感應道通シ、上下文明、祭政一致ニシテ国治リ家齊フナリ。天祖大神宮、宝鏡ヲ取テ、天忍穗耳尊ニ向ヒ、吾見此鏡ヲ視ル、猶我ヲ視ルガ如ク、齋鏡トシテ床ヲ同フシ殿ヲ共ニスベシ、ト宣ヒテ授ケ給ヒシヲ、御代々々、御次次ニ伝ヘテ、御玉体ヲハナタズ齋ヒ祀リ玉ヒ、又正シク大神宮ノ神靈ヲ大殿ノ内ニ安置シ玉ヒケルガ、漸ク御威靈ヲ恐レサセ玉ヒテ人皇第十代崇神天皇ノ御時ヨリ、殿ヲ共ニシ床ヲ同フシ玉ハズ。豊鍬入姫命ト申ニ託奉

リテ、大和国笠縫邑ニ齋ヒ祀ラセ玉ヘルナリ。御代々々神祇ヲ崇メ尊ミ玉ハザルハアラネドモ、此天皇ハ殊ニ天神地祇ヲ崇メ祀リ、国々ニ在ス神々ノ神地神戸ヲ定メテ、天下ノ災害ヲ除キ、五穀ノ豊饒ヲ祈リ玉ヒシヨリ、後ニハ崇神天皇ト諡号シ奉ツレリ。掛マクモ畏キ御事ナガラ、人タルモノ、神ヲ敬シ崇メ奉ルニハ崇神天皇ヲ以テ規摸トシテ努々輕侮ノ心ヲ挟ムマジキナリ。儒教ニモ鬼神ヲ敬シテ之ヲ遠クストイヘルハ、実ニサルコニテ、今日凡夫ニシテ狎々シキ時ハ必ズ疎略ニナリテ、冥福ヲ受ザルノミナラズ、却テ現罰ヲ受ベキナリ。已ニ源平争乱ノ時、長州檀浦ニテ軍兵主上ノ御舟ニ入乱レスデニ、壘ノ御箱ニ手ヲ掛ントスルヲ、平大納言時忠、凡凡人ノ見ルマジキモノゾ、ト制シモ敢ズ、御蓋ヲ放チケレバ、目鼻ヨリ血出テ、其儘倒レテ死タリトゾ。神威ハ斯マデ恐ロシキ者ナレバ、今日我々ノ祭レル神ノ棚トテモ努々疎略ノ心ヲ存ズベカラズ。世遙カニ降リテ今日ニ至リテハ、神代トヤランハ、有シコニヤ、無リシコニヤ何ノ事ヤラン、訳ノ別ラヌコト思ヒテ、自カラ敬神ノ

心失果ル人多シ。又何モシラズニ神信心スル人ハ、我身
勝手ノ欲心ヨリ、歩ヲ運ビ、我身勝手ニナラザル時ハ、
神ハ無モノノヤウニ思ヒテ、之ヲ輕蔑スル人少カラズ。
是皆神道ノ根元ヲシラザルヨリ起ルコトナレバ、此度三條
ノ有ガタキ御趣意ニ基ツキ、此マデノ旧習ヲ改メテ、神
道ヲ明カニシ、生テハ神國ノ人トナリ、死テハ神國ノ神
界ニ入ベキナリ。

抑神道ノ根元ト申ハ、先我身魂ノ起ル所ヲ明カニ弁フ
ベキナリ。我身魂父ヨリ受タリトセンヤ、母ヨリ受タリ
トセンヤ。モシ父母ノ兩精相合シテ出来タル所ノ身魂ト
セバ、其父母ノ身魂ハ誰ヨリ受タリトセン。必ず又其父
母アリテ、其父母ノ兩精相合シテ出来タル所ナリトセン。
斯云テ、推モテ行時ハ、其根元必ず神ノ御所為ナリ。
又我身魂父ヨリ受タリトセンヤ、母ヨリ受タリトセンヤ、
ト云ニ父ヨリ受タリト云ハ、汝ガ父ハ人形細工ヲ誰ニ
習ヒテ生動ノ人形ヲ造リ覺エタルニカト云ン。母ヨリ受
タリト云ハ、汝ガ母ハ誰ヨリノ伝ヘニテ、水火土風ノ
四ヲ結ビ合ス術ヲ知タルニカト云ン。サレバ父モシラズ

母モシラズ、唯二人ノ禰尊ノ仕事ニ、誰ノ伝ヘモ誰ノ教ヘ
モアラネ尼、何時ノ間ニヤラ拵ヘ覺エタリト云ン。サレ
バ父母之ヲ拵ヘナガラ何故出来ルト云訊ハ更ニシラズ。
只斯スレバ斯出来ル者ト思ヒテ、出来レバ我拵ヘタル子
ト思ヒツツ寵愛シテ育ミソダツルナリ。是ヲ以テ能
弁フベシ我身魂共ニ父母ヨリ受タルニアラズ。何レモ神
ノ御所為ナリ。最初伊弉諾・伊弉册命、ミトノマグハヒ
セントテ、男神、女神ニ向ヒ、汝ニ如何ナル所カアルト
問玉ヘルニ、女神生々テ生足ザル処一処アリト答ヘ玉
フ。男神、我ニ生々テ生余レル処一処アリ。我生余レル
処ヲモテ、汝ガ生足ラザル処ニマグハシミン、トテマグ
ハシ玉ヘルナリ。是ヲ以テ考フレバ、伊弉諾・伊弉册ノ
二神サヘモ、何故斯スレバ斯出来ルト云訊ハ知玉ハザル
ナリ。此根元ノ細工人ハ高産靈・神産靈ノ二柱ノ神ニテ、
其細工ヲ云付玉ヘルハ、此乃チ天御中主尊ナリ。サテ
夫ニ付、天御中主尊・高産靈・神産靈命ハ、遙カニ神代
ノ神様ニテ今ハ何方ニ御坐ルコトヤラントハ思フベカラ
ズ。手近ク我身魂ハ此三柱ノ神ノ御恵ヨリ出来タルナ

リ。古歌ニ、

君見レバムスブノ神ゾウラメシキ

ツレナキ人ヲ何ツクリケン

此歌ノ心ハ、恋ノ歌ニテ君ヲミレバ産靈ノ神様マデウラメシイ。何故ニ斯マデ思ヒテモツレナキ人ヤラン、カカルツレナキ人ハ、ムスビコシラヘズトヨキモノヲ、コシラヘタ神様ガウラメシイ、ト詠タルニテ、是ニ神ノ御所為ナルコトハ、中古マデモ申伝ヘノアルコトニテ、今新ニ考ヘテ云フニアラズ。斯此神達ヨリ受得タル所ノ我身魂ナレバ、夭折スルモ長命ナルモ、生死ハ皆神ノ御ハカラヒナリ。只己トシテ神ヨリ受得タル寶物ヲ傷フマジキナリ。凡ソ人死シテ行先ニ何事ノ有ヤラント思フヨリ、地獄ノ極楽ノト云フガ出来ルナリ。神道ハ有ノマ、心ノ汚穢ヲ祓ヒステ、固ノ清淨ニカヘルナリ。畢竟生死ハ昼夜ノゴトク還元復本トモ云ヒテ、結びタル水火土風ノ解テ、固ノ水火土風ニカヘルナリ。喩ヘバ土人形ハ一固マリノ土ナルガ、打破レテ大地ノ土ニカヘルガ如シ。心ハ固ヨリ覚知ノ者ナレバ、受ヌ先モ覚知、受テ後モ覚知、死シ

テ後モ覚知ナリ。喩ヘバ清淨ノ池水ヲ、一ツノ桶ニ結びタルガゴトシ。一生濁ラヌヤウニシテ、固ヘカヘセバ本ノ清淨ノ池水ナリ。生得ノ悪人ハ、池水ノ汀ノ泥ニ濁レル水ヲ結ベルナレバ、生涯澄ヤウニ教ヘテ、澄シテ固ヘカヘサスベシ。神国ノ旧風、夏越ノ祓トテ、六月晦日河辺ニ行テ、一年一年毎ノ造レル罪ヲ祓ヒステ、身魂共ニ清淨ナラシムル。是乃チ神道安心ノ肝要ナリ。尤産土神ハ、其地其地ヲ分守シテ、其地ノ人ノ生死ハ、産土神ノ所司ナレバ別シテ大切ニ致スベシ。サテ又上ニ云ルガ如ク、天御中至尊・高産靈・神産靈ノ三柱ノ神ハ、神道ノ根元ニシテ八百万ノ神々モ、此三柱ノ神ヨリ化生玉フコナレバ、此三柱ノ神々ガ現前ナレコト思フベカラズ。唯我心ノ水ノ汚濁ヨリ、現前イマス神ノ御姿ノ移ラヌナリ。

愛國トハ、

皇上ノ忝モ 天祖ヨリ承嗣テシロシメス大御国ヲ、大事ト思食テ、天神地祇ヲ御尊崇アソバサレ、時々節々祭祀

怠タラズ、普天率土、一民モ其所ヲ得ザル者ナク、災害起ラズ、五穀成就シテ、上下安穩ナランコトヲ祈リ玉ヘル事ナリ祭敵一教ナル事ヲ思フベシサテ我々ニ於テハ、斯マデ思食ス

歎慮ヲ深く有難ク忝キコトニ思ヒテ、明テモ暮テモ忘ル、コナク、神明ニ向ヒ奉リテハ、我身上ノコトヨリモ先ヅ聖上ノ宝祚万歳ナランコトヲ祈リ奉リテ、御国恩ヲ報ゼンコトヲ思フベシ。サテ日々我が身分々々ノ職業ヲ専ラトシテ四支ヲ怠ルベカラズ。是則チ分限想応ノ愛國ノ心得方ナリ。古歌ニ、

春日野ノ若菜摘ツ、ヨロヅ代ヲ

イハフコ、ロハ神ゾ知ルラン

此歌ハ、奈良ノ京ノ頃ノ歌ニテ、早春春日野ニユキテ若菜ヲ摘ニモ、心ノ内ニハ方今ノ

皇上万々歳マシマセヨ、万々歳マシマサバ、吾モアヤカリテ、万々歳生テ、春毎、此野ニ来テ、若菜ヲ摘フモノヲ、摘タイモノジヤ。サテ斯マデ 皇上ノ御事ヲ思ヒ奉ル我心ヲ、誰モ知ル者ハアルマイガ、定メテ此春日ノ神様ハ、御知リナステ御坐ルデアロウト、皇上ヲ深く思ヒ、

御代ヲ祝ヒ奉リテ詠ル歌ナリ。全躰 上ノ御恩ノ有難サハ、下タル者誰モ、斯マデ思ハネバナラヌ筈ナリ。又老ヌレバ同ジコトノミセラレケリ

君ハ千代マセ君ハ千代マセ

此歌ハ、老ノ操言ヲ申シテ、老人ハ兎角物忘ラシテ、同ジコト何反モクリカヘシテ云モノナルガ、我ハ唯 皇上ノ御上ヲノミ明テモ暮テモ思フテ居ルカラ、何時デモ上様ハ千年マシマセ 上様ハ千年マシマセトノミ云フナリト、老人ノ深切ヨリ詠ル歌ナリ。又

君ガ代ハ千代ニ八千代ニサミレ石ノ

巖トナリテ苔ノムスマデ

此歌モ、君ガ御上ヲ思ヒテ、千年万年万々年カハラセ玉フコナク、チイサキ小石ノ大キナル巖ニ成テ苔ノ青々ト生マデ、御出アソバサル、ヤウニト詠ル歌ナリ。只口先ノ詞ノミナラズ、眞実ニ斯マデ思ハネバナラヌ事ナリ。

又

皇上ノ下ヲ思ヒ玉フコハ 仁徳天皇ハ御即位ノ後、三年ノ間、眞調丁役ヲユルシ玉ヒテ、宮殿モ修理シ玉ハズ。

或時高屋ニ登リテ民戸ヨリ許多煙ノ立チ登ルヲ觀覽マシ

テ、

高キ屋ニノボリテ見レバ煙リ立チ

タミノ竈ハニギハヒニケリ

ト詠セ玉ヒテ、民ノ喜ビヲ喜バセ玉ヒ、又天智天皇ハ、

秋ノ夜、百姓ノ艱苦ヲ思ト遣セ玉ヒテ、

秋ノ田ノ刈穂ノ庵ノ苦ヲアラミ

ワガコロモデハ露ニヌレツ、

ト詠セ玉ヒ、

醍醐天皇ハ、寒夜ニ下ノ貧苦ヲ思ヒヤラセ玉ヒテ、御衣

ヲスベシ玉ヘルナド、上ノ下ヲ思ハセ玉ヘル御事ハ、何

レノ御代トテモ、親ノ子ヲ思フガ如クナレ尺、親ノ思フ

ホド子ハ思ハヌ者ナリ。于茲又一ツ心得オカネバナラヌ

事アリ。万民ノ事ヲ古ヨリ詔命ニハ大御宝ト訓セ玉フ

事ナリ。何故ナレバ大御國ノヨロゾノ物ハ万民ノ力ニヨ

ツテ出来ル者ナレバ、頼テ万民ヲ大御宝トハヨバセ玉フ

ナリ。斯クマデ、我々ヲ大事ニ思食ス。御心ヲ知ラズシ

テ、四支ヲ怠リテ徒ラニ日月ヲ送ランヤ。能ク／＼考ヘ

ミルベシ。

天理人道ヲ明カニス可キ事

天理トハ大虚蒼々ノ中ニ水火土風ノ四ツ巡環上下シテ變

化ヲ成ス。上ニハ日月星辰ノ象ヲアラハシ、下ニハ山川

国土ノ形ヲ生ス。人畜草木ノ區別、何レモ天理ニアラザ

ル者ナシ。其原由ヲ尋ヌレバ、何レモ天御中至尊ノ神慮

ヨリ生出ル者ニシテ、八百万ノ神達ノ八百万ニ分レテ、

八百万ノ物ヲ主宰シ玉ヘルモ、天御中至尊ノ一休ヨリ生

出玉ヘルナリ。能々思フベシ。大虚ノ中、一物ナケレバ

東西モナシ、南北モナシ。上モナシ、下モナシ。四方上

下ナケレバ、固ヨリ中央モ無モノナリ。一物生ジテ中央

アリ、上アリ下アリ、左アリ、右アリ、前アリ、後アリ

四方四維モ、此ヨリ始マル。奇哉妙哉。一点一物、天

御中主ノ在サミル者ナク、高産靈・神産靈ノ神化ヲ離ル

ル者ナシ。高産靈・神産靈ノ詔命ヲ受テ、伊弉諾・伊弉

冊命ノ国土ヲ始メ、人畜草木一切ノ品物ヲ生付ケ、果々

ニハ日神月神ヲ生デ、昼夜ヲ主ドラシメ玉フ、唯大方

ニ造化ノ工ト思ヒテ、神業ノ恩ヲ思ハズンバ有ル可カラ

ズ。凡ソ神業ニ造ラセ玉ヘル生動ノ者ノ中ニ、五体ノ具
ハルヲ以テ上品トセラレ、偏頗シテ五体ノ具ハラザル者
ヲ下品トシテ、上品五体具ハリタル者ノ用ニ備ヘ玉フナ
リ。サレバ五体具ハリタル人ホド尊キモノナシ。因テ人
ヲ万物ノ靈トイフナリ。斯五体具ハリタル身ヲ受ナガ
ラ、徒ラニ我靈ナルヲ知ラズシテ生涯ヲ送ランヤ、人
道ヲ能ク弁フベキ事ニコソ。

抑々五体ハ頭ト四支トナリ。四支ハ手足ナリ。頭ニ耳目
口鼻アリ。手足ニ左右アリ。五本ノ指ヲ具足セリ。目物
ヲ見テ五色ヲ弁ヘ、耳声ヲ聞テ五音ヲ分チ、口声ヲ発シ
テ四声平上去入ヲナシ、唇舌牙齒喉ニ亘リテ五十音ヲナ
シ、六律六呂ニ響キテ種々ノ樂曲ヲ起ス。舌物ヲ味ヒ
テ、五味ヲワカチ、鼻物ヲ嗅デ善惡ノ香ヲ弁フ。足アユ
ミ、手業ヲナス。自由自在ナルヲ、禽獸ニクラベミレバ
拙劣ノ身ヲ受ルモ、神化ノ恩ヲ思ハズンバ有ベカラズ。
マシテ人並々ノ身ヲ受テハ、人並々ノ分ヲ尽スベキナ
リ。サテ又五体ヲ偏頗ニ受テ生動スルモノ、大小種々ナ
レドモ、凡ソ大キナル者ハ偏頗スクナク、小ナル者ハ偏

頗甚ダシ。偏頗スルノ果々ニハ、高産靈・神産靈ノ慰ミ
ガテラ戯レニ造リ玉ヘル形モ、往々見ユルナリ。最々面
白キ事ニテ、唯々奇々妙々ト謂フベシ。両手兩翼ト成テ、
空ヲ飛モノハ鳥ナリ。両手前脚ト成テ地ヲ馳ルモノハ獸
ナリ。鳳凰麒麟ハシラズ。牛ハ重キヲ負テ用ヲナシ、馬
ハ走テ用ヲ為ス。皮ヲ留メテ用ヲ為スモノハ、熊羆虎豹
ナリ。羽ヲ殘シテ用ヲナス者ハ、孔雀金鷄ナリ。子ヲ産
鷲ハ武士ノ矢ノ為ナリ。妻問フ鹿ハ、御筆ノ林ナリ。鯨
ハ骨ヲ留メテ用ヲ為シ、蚕ハ糸ヲ吐テ用ヲ為ス。其外、
肥肉ノ食用ニ供スル膏油ノ闇夜ヲ照ス。何レモ人類ノ為
ナラズト云フ事ナシ。サテ又、神化ノ賦与シ玉フニ一物
々々心ヲ用ヒテ作りナシ玉ハザルモノナシ。象ノ鼻ハ何
故長キヤラント思ヘバ、手前脚ト成テ四足ナレバ手ヲ使
フコ能ハズ。形重大ニシテ頭高ク塚地ニ付ケテ食スル事
能ハズ。因テ其鼻ヲ長クシ、鼻ニテ物ヲ巻取テ食ヘトテ
与ヘ玉フ形ナリ。鶴ノ頸啄脚ハ何故長キヤラント思ヘ
バ、田或ハ沢水ノ泥ノ中ニ立テ水中ノ魚或ハ落穂ヲ求食
テ生活セヨトテ賦与シ玉ヘル形ナリ。其外蟹ニ挾ミヲ与

へ、蜘蛛ニ糸ヲ与フル等、何レモ生活ノ為ナラザルヲナシ。凡ソ水ニスムモノハ、水馬水牛共ニ足ヲ変ジテ鱗トナシ、水鳥ハスベテ水カキヲ与ヘテ、水ニ游ブニ使ヨカラシム。又神化ノ戯レトハ蚯蚓ノ足ナキ、蚊ノ足多キ、蚊ノ足ヲ取テ蚯蚓ニモ付ラレズ。海月ニ日鼻モ穿タレズマシテ蛸ハ魚カトオモヘバ魚ニアラズ、虫カト思ヘバ虫ニアラズ。其脚ハ八本ニシテ、陸地ヲ歩ム便ニアラズ。頭頓テ腹ニシテ、物ヲ食ヒテハアタマヲフクラカシ、両眼ヲクルメカシテ墨ヲ吹テ糞ミトス。是ナトハ全ク神化ノ戯レニ、高産靈・神産靈モホ、笑ツ、造ラセ玉フナルベシ。此類猶有リ。

或問フ。五躰具ラザルモノ、五躰具リタルモノ、用ヲ為スコト尤サモ有ベシ。此外竜蛇ヨリ細虫ニ至リ、無用ニシテ害アルモノ多シ。是皆神化ノ誤リナランカ、如何。答云。サニアラズ。神化ノ一切ノモノ、形ヲ布ク、無用ノモノ却テ又用ヲ成シ、有用ノモノ却テ無用トナル。スベテノ玄妙量ル可カラズ。譬ヘバ細虫ハ、人ノ為ニ用ヲナサズト雖ドモ、人ノ為ニ用ヲ成ス鳥獸ノ食物。草ハ、人

ノ食ニアラストイヘドモ、人ノ為用ヲナス牛馬ノ食物ノ類。其他、性ノ善惡、水ニ清濁アルガ如シ。是以テ神化ノ妙用ナルベシ。

凡不食シテ生動ノ理ナケレバ、一物一物生活ノ便ヲ与ヘ玉ヘルヲ、上ニ云ヘルガ如シ。サレド鳥獸魚虫何レモ毛羽鱗甲アリテ寒暑雨露ノ患ナシ。人ハ裸虫ト云テ、生レナガラ裸ナレバ、衣服屋宇ヲ以テ雨露寒暑ヲ防ガザルヲ得ス。近頃ノ御布令ニ、人タルモノ自力ニ衣食スルハ勿論ノ事ナリ、ト有シハ実ニサアルベキ事ニテ、禽獸ハ五躰具ハラズ、手羽足ト成テ、自由ヲ得ズ。人ハ五躰具シテ、耳目口鼻ノ働キ、手足ノ運用、自力ニ生活セヨト業ヲ営ムベシ。サテ又人ノ禽獸ニ異ナル所以ハ、禽獸ハ、五体偏頗ナレバ、受得シ心モ又偏頗ニシテ物理ヲ弁ヘズ。愚癡暗々ナルモノナリ。人ハ五体偏頗セザレバ、受得シ心モ偏頗アルヲナシ。サレバ人ノ人タル道ヲ明カニシテ事物ノ理ヲ究ムベキナリ。

人道ハ、君臣父子夫婦兄弟朋友。此ヲ五倫ト云テ、此間

ヲ程能治メテ一生ヲ送ルガ人道ナリ。然ルニ五倫ハ夫婦
ガ事ノ本ナリ、如何トナレバ夫婦有テ而シテ父子アリ、
兄弟有リ、君臣有リ、朋友有リ、ト云者ナレバ、人ノ人
タル根元ノ道ハ、夫婦ナリ。夫婦ノ根元ハ、伊弉諾・伊
弉册命ニ始マル。伊弉諾・伊弉册命、御戸ノ媾合セント
テ、天御柱ヲ廻リ玉フ時、女神先唱テ曰、アナニエヤエ
オトコ。男神、後ニ唱テ曰、アナニエヤエトメ。倭媾
バイシヒルコ
合シテ、蛭子ヲ産玉ヒテ、男神・女神共ニアキレ玉ヒテ、
太占ヲ以テ、皇親神漏岐・神漏美ニ問セ玉ヘルニ、女神、
男神ニ先達ノ故ナルヲ告玉ヘルニ依テ、改メ廻リ、男
神マヅ唱テ曰、アナニエヤエトメ。女神後ニ唱テ曰、
アナニエヤエトコ。サテ媾合シテ国土ヲ始メ一切ノ物
ヲ生付玉ヘリ。是乃チ千古男女ノ明訓ニシテ、所得ノ子
ノ善悪ハ、夫婦ノ道（ノ）此理ニ背クカ、背カザルカノ間
ニアリ。此理ニ背クノ甚シキハ、不具ノ子ヲ得テ父母
ノ生涯此ガ為ニ苦ムニ至ル。何ノ人倫カアラン。是故ニ
男女（ハ）、平生此理ヲ弁ヘ夫婦ノ道正シキヲ得テ、媾合
スル時ハ必ず正直全玉ノ子ヲ生ベシ。正直全玉ノ子ヲ

得ル時ハ、父子ノ親尤厚カルベシ。父子ノ親厚キヲ得
テ、兄弟友于ノ情密ナルベシ。斯父子夫婦兄弟ノ間、和
睦シテ一家ノ内、琴瑟ヲ鼓スルガ如クナル時ハ、出テ君
臣朋友ノ間、其適宜ヲ得ザルコトハアラザルベシ。兎角男
女ノ事ハ閨中私ノ欲情妄リナルコトニ思ヒテ、其正シキ
ヲ得ルコト能ハズ。天地ノ大倫、人タル者尤モ慎マズンバ
有ルベカラズ。

皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムベキ事

豊葦原千五百秋瑞穂罔ハ吾天孫ノシロシメス罔ナリ、
ト言依シ奉リテ、天降り玉ヒシヨリ、万世一統ノ御罔
体ナルコトハ誰モ知ル所ニシテ、外罔ニハスベテ無例
ナリ。神罔ノ神罔タル所ハ、實ニ此処ニシテ、古ヨリ
台位ニ心ヲ掛、天下ノ權ヲ掌握センコトヲ、計ル者ハアレ
ドモ正シク 皇位ニ心ヲ掛タル者ハ、弓削道鏡・平将
門二人ナリ。カ、ル無智ノ者ハ、忽チ亡ブル例ニテ、赫
々タル 皇位今モ猶 大神宮ノ御計ラヒニシテ、日嗣ノ
御位ト申スハ此故ナリ。サテ又此ニ一ツノ心得アリ 桓
武天皇都ヲ山城ニ遷シテ、唐朝ノ制度ヲ摸シ、日本罔中

ヲ郡県ニシテ御統御有ツルガ、四百余年ノ星霜ヲ経テ、紀綱陵夷シ、源平争乱ノ頃ヨリ、天下ノ權（一）武門ニ歸シ、大名小名起リテ諸國ヲ分領セシヨリ、何時トナク、封建ノ姿ニ推移レルナリ。

封建郡県ノ称号ハ、固震旦ヨリ起ル所ニシテ、震旦ノ往古、周ト云ヘル代ハ、皇親及ビ有功ノ者ヲ諸國ニ封ジテ其祿ヲ世々ニセシムル之ヲ封建ノ制度ト云ナリ。其後周ノ代乱レテ戰國ト成リ、七雄互ニ争ヒシガ、終ニ秦ト申スガ天下ヲ併吞シ、封建ノ弊ヲ一洗シテ天下ヲ郡県ニ立替テ、統御セシナリ。之ヲ郡県ノ制度ト云フ。其後秦亡ビテ漢ト成リ。漢亡ビテ晋ト成リ、晋亡ビテ六朝ト成リ、六朝亡ビテ唐朝ト成リタリ。此間ノ制度ハ大同小異アレドモ、大跡ハ郡県ノ制度ヲ用ヒタリ。封建ノ制度ハ公侯伯子男ト分チ、其間々ニ封ズル者ユエ、天子ヨリ庶人ニ至ルマデ、其間甚遠シ。郡県ノ制度ハ、天下スベテ平民ニシテ、其内ヨリ人撰シテ一代カギリ使フ者ユエ、天下ノ人、スベテ平民スベテ王臣ナレバ、天子（ト）庶人ノ間、甚近シ。是乃

チ封建郡県ノ替リ目ニシテ、君臣ノ間、心得方大ニ相違アリ。

今也 皇運御一新アリテ、日本全圖ノカラ尺シ、外圍方方ニ向ヒ玉ハンノ 叡慮ニシテ全圖ヲ府県ニ分チ、富國強兵ノ基ヲ立玉ハントス。実ニ聰明英智ノ聖斷ニアラザルヨリンバ何ヲ以テカ此ニ至ランヤ。然ルニ我々ハ今日マデモ、鎖國土着ノ旧弊ニ馴テ、奮発雄飛ノ時ヲ知ラズ。飽食暖衣安々ニシテ今日ヲ送ランヲ欲ス。愚ナル哉。癡ナル哉。只々

皇上ノ叡慮ヲ仰ギ、朝廷ノ御布令ヲ守リ、身分々々ノ職業ヲ專ラトシテ、至治ノ鴻化ヲ待ベキナリ。

三則正辨 畢

加藤玄智博士記念学会会則

一、名称 本会は、加藤玄智博士記念学会と称する

二、目的 本会は神道の一特性とされる生祠の研究をすすめるとともに、ひろく神道全般にわたる問題をも研究対象とし、もって神道精神の深化充実をはかる

一、事業 本会は左の事業を行なう

1 研究会ならびに講演会

2 機関誌「神道研究紀要」の発行（年一回）

3 関係史料の刊行

4 その他必要な事業

一、事務所 本会の事務所を東京都渋谷区代々木明治神宮社務所内におく

一、会員 本会は個人又は団体をもつて左の通り組織する

1 正会員 年額一、〇〇〇円（一口）を醸出する有志

2 賛助会員 年額一万元以上

3 名誉会員

一、入会 本会の趣旨に賛同する者は随時入会できる

一、役員 本会運営のため左の役員を置く

1 会長 一名

2 副会長 一名

3 理事 若干名（代表一名）

4 会計監査 一名

一、総会 総会は毎年一回、会長が招集し、次の諸項を行なう

1 会長の推戴、会計監事の選出

2 予算決算の承認

3 事業計画・報告の承認

4 会則の改廃

5 その他必要な事項

一、理事会 理事会は理事・監事をもつて構成し、総会に付議する案件その他の重要事項を審議する

一、経費 本会の経費は、正会員・賛助会員の負担する会費

および寄付金その他の収入をもつてこれに充てる

一、施行 本会則は、昭和五十年五月十七日から施行する